

令和5年度
旭川市給付型奨学金
申込みのご案内（高校1年生用）

～高校等に通学するお子さんを養育する保護者等に
修学に必要な資金の一部を給付する返還不要の奨学金制度です～



・ ・ 受付期間 ・ ・

令和5年8月1日（火）

～令和5年10月2日（月）

土日休日を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎5階
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）
電話 25-9107（直通）

令和5年度 給付型奨学金募集要項

1 応募資格等

(1) 対象学年（申請年度の末日時点で18歳以下であること。）

令和5年度に入学した、旭川市内及び近隣8町（※）に所在する高校等の1年生（定時制及び通信制課程を含む）

※上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※通信制高校については、所在地を問わない（全国どこの通信制高校でも可）。

(2) 支給対象者

生徒等の生計を維持している保護者等

(3) 支給要件 （市道民税所得割額が非課税の方は対象となりません。）

次の全てを満たしていること

①保護者等の令和5年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が100円以上85,500円未満の世帯であること

※保護者が2名いる場合は、合算すること

②令和5年7月1日を基準日として、次の要件を満たすこと

ア 生徒等は、令和5年1月1日において、本市に住所を有していること

イ 保護者等は、令和5年1月1日から基準日までの間、継続して本市に住所を有していること

ウ 保護者等は、生活保護上の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと

エ 保護者等は、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

③保護者等は、本市の市税に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

※ア
特別徴収（給与からの引き去り）の場合
（抜粋）

○年度 給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書

市民税・道民税の④の合計		税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
市 民 税	税額控除前所得割額④				
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
	均等割額⑦				
道 民 税	税額控除前所得割額④				
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
	均等割額⑦				
額	特別徴収税額⑧				
	控除不足額⑨				
	既充当額⑩				
	既納付額⑪				
	差引納付額（⑧-⑩-⑪）				
	変更前税額⑫				
	増減額（⑧-⑫）				
変 更 月					

※イ
普通徴収（納付書納付など）の場合（抜粋）

○年度 市民税・道民税課税明細書(2)

区 分	課 税 標 準 額	税 率	市 民 税 額	道 民 税 額
総 所 得	円		円	円
山 林 所 得	円		円	円
肉用牛の売却価格	円		円	円
分 類	短期 一般分	9	円	円
	譲渡 軽減資産分	11	円	円
	長期 一般分		円	円
	譲渡 特定資産分		円	円
課 税	株式等の譲渡所得 (一般分・上場分)		円	円
	上場株式等の配当等		円	円
	税 先 物 取 引		円	円
算 出 所 得 割 額 合 計			円	円
税 調 整 控 除 額			円	円
配 当 控 除 額			円	円
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額			円	円
寄 附 金 税 額 控 除 額			円	円
調 整 額 ・ 外 国 税 額 控 除 額			円	円
配 当 割 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額			円	円
所 得 割 額 ①			円	円
均 等 割 額 ②			円	円

2 支給金額

国公立	60,000円
私立	70,000円
通信制課程	30,000円

} 定時制課程を含む

※一括で指定口座へ振り込みます

3 受付期間

令和5年8月1日（火）～ 令和5年10月2日（月）（土日休日を除く）

受付時間：午前8時45分～ 午後5時15分

4 申し込み方法

必要書類を子育て助成課（〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階）の窓口へご持参いただくか郵送してください。

5 提出書類（（1）（2）の書類については市ホームページから印刷していただくか子育て助成課窓口で配付しております（7月中旬頃からの予定。）

（1）給付型奨学金支給申請書

「申請者」及び「申請者以外の保護者等」の署名欄は、必ず本人が自署してください。

※税額控除前の所得割額を必ずご記入ください（「合計③+⑥」欄が100円以上85,500円未満でない場合は給付型奨学金の対象となりませんので、よくご確認ください）。

（2）口座振替依頼書

給付型奨学金をお振込する口座の届出書です。申請者の口座をご記入ください。

（3）在学証明書

生徒等が在学している高校等で交付を受けてください。

（4）納税証明書（市税に滞納のないこと）※有料です。

本庁舎2階税制課（16番窓口）もしくは各支所にて取得してください。両親の場合は2名分必要です。窓口で「完納証明」とお伝えください。

保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいる場合や、生徒等のみ市外に居住して市内および近隣8町の高校に通っている場合はa.住民票が必要です。また、保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいて、なおかつ市外で市道民税等が課税されている場合はb.所得割額（税額控除前）が確認できる書類が必要です。（市内在住の方は、当課から担当部署への照会や公簿等で確認出来るため、これらの書類は不要です。）

a. 住民票（市外に住んでいる場合に必要となります。）

b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類（令和5年分）

（市外に住んでいる場合に必要となります。）

勤務先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（※①）または市町村から送付される「市民税・道民税課税明細書（2）」（※②）の写しを添付してください。

※①②については、お住まいの市町村によって名称が異なる場合があります。

6 その他

給付型奨学金の支給決定のため、住民登録資料、税務資料等について、関係機関へ調査、照会又は閲覧を行います。

ただし、本調査等で得た情報は、給付型奨学金申請に係ること以外に使用いたしません。

7 申請後の手続きについて

審査の経過によっては、追加資料の提出のお願いや、お電話でいくつか確認させていただくことがあります。

支給の可否及び支給予定日については、審査後に文書でお知らせします。

8 支給決定の取り消しについて

本申請について、偽りその他不正な手段により、給付型奨学金の支給の決定を受けたことが判明した場合は、その決定を取り消すことがあります。

取り消しとなった場合は、支給された奨学金を一括で返還していただきます。

～ ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください ～

旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）

25-9107（直通）